

山梨県公報

号外第四号

平成二十九年

一月二十四日

火曜日

目次

規則

○山梨県特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則……………一

規則

山梨県規則第二号

山梨県特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年一月二十四日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則

山梨県特定非営利活動促進法施行細則(平成十年山梨県規則第六十五号)の一部を次のように改正する。

第二十六条の見出しを「(助成金支給書類の提出)」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第二十八条の見出しを「(特例認定申請書)」に改め、同条中「第二十一号様式」を「第二十号様式」に改める。

第二十九条中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に改める。

第三十条中「第二十二号様式」を「第二十一号様式」に改める。

第三十一条中「第二十三号様式」を「第二十二号様式」に改める。

第十三号様式中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に改める。

第十四号様式中「仮認定」を「特例認定」に、「仮認定取消」を「特例認定取消」に改める。

第十六号様式及び第十七号様式中「仮認定」を「特例認定」に改める。

第十八号様式中「仮認定」を「特例認定」に、「⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合(その金額が200万円以下の場合に限る。)」におけるその金額及び使途

並びにその実施日」を「⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日」に改める。

第十九号様式中「仮認定」を「特例認定」に改める。

第二十号様式を削る。

第二十一号様式中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に、「仮認定」を「特例認定」に改め、同様式を第二十二号様式とする。

第二十二号様式中「仮認定」を「特例認定」に改め、同様式を第二十一号様式とする。

第二十三号様式中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に、「第二項」を「第三項」に改め、同様式を第二十二号様式とする。

附則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番